



# 市民活動室の利用について

## ○次の注意事項を守ってください

### 《市民活動室》

- ・ 事前予約や占有利用はできませんので、重要な会議やプライバシーに配慮すべき打合せ等を行う場合は、会議室等（有料）をご利用ください。
- ・ テーブルは移動可能で、1卓に6名が座れます。なお、テーブルの使用は1団体につき5卓までとし、それ以上使用したい場合は、会議室等（有料）をご利用ください。
- ・ コンセントの使用は1団体につき1時間までとし、それ以上使用したい場合は、会議室等（有料）をご利用ください。

### 《和室及び創作活動室》

- ・ 和室及び創作活動室は市民プラザの貸館として、有料で貸し出しをしています。有料利用している団体がいない場合のみ利用できます。
- ・ 創作活動室は工作などの活動の場としてご利用ください。水道を使用できますが、過度な水の使用や、出しっぱなし等に注意してご利用ください。
- ・ 事前予約や占有利用する場合、有料(和室A:1時間 430円、和室B:1時間 300円、創作活動室:1時間 570円)になります。総合案内、もしくはホームページ(上越市公共施設予約システム <https://nelcs.ne.jp/Facilityrsv/1522200/index.php>)にてご予約ください。

### 《共通事項》

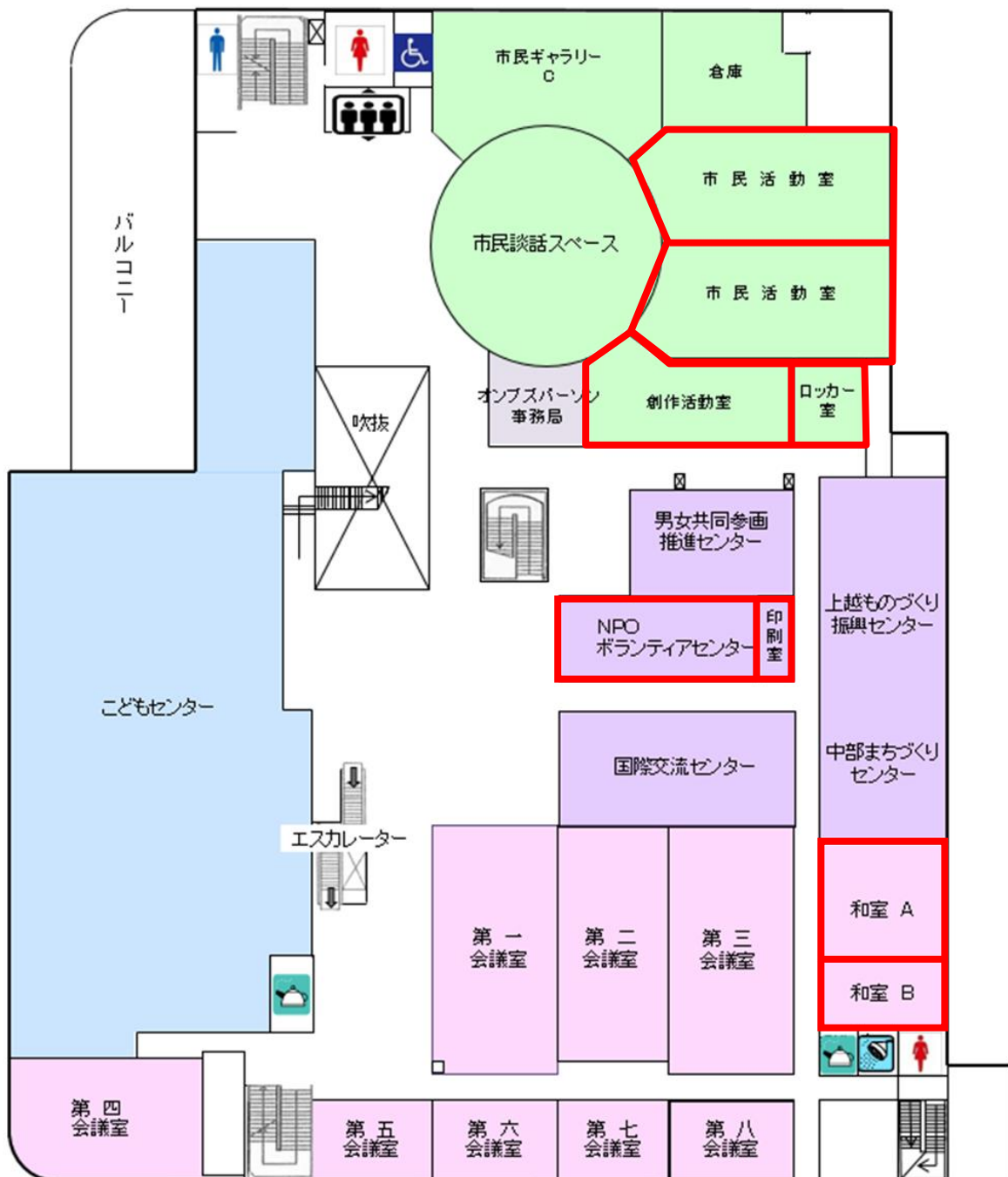
- ・ 利用後は必ず整理整頓し、テーブル・椅子等は、利用前の状態に戻してください。
- ・ 他に利用者がいない場合は、電気をすべて消してください。
- ・ 施設内での受験勉強等の個人的な学習目的での利用は、原則として利用できません。
- ・ 施設・設備器具等を破損または滅失した場合は、これを修理もしくは弁償していただきます。
- ・ 施設内での盗難、事故等は一切責任を負いかねますので、十分に注意し利用してください。

**お願い： 利用後は、整理整頓し、ゴミは持ち帰りください！**

## ○次の利用を禁止します。

- ・ 商談や契約、物品の販売等
- ・ 入場料や参加費等を徴収する講座、集会、講演会等
- ・ 周囲や施設に迷惑や悪影響を及ぼすと思われる講座、集会、講演会等
- ・ 火気の使用や飲酒及び食事目的の利用
- ・ 特定の政党・候補者の利害に関する活動目的の利用
- ・ 特定の宗教の利害に関する活動目的の利用
- ・ 暴力団の活動及び暴力団に対し利益を供与する活動目的の利用

## ○市民活動室等の場所は下の図のとおりです。



# NPO・ボランティアセンターのサービス内容

## ロッカー・レターケース

- NPO・ボランティアセンター登録団体に対し鍵付きロッカー(72個)及びレターケース(66個)を貸し出しています(原則1年ごとにお申し込みいただきます)。
- 鍵付きロッカーは1か月につき100円の使用料をいただきます。レターケースは無料です。

## 印刷室

- プリペイドカード式印刷機、コイン式印刷機、作業台、紙折り機が1台ずつあります。
- 印刷機は、事前にプリペイドカードを購入し使用してください。
- 作業台及び紙折り機の使用は無料です。

※ 印刷室を使用する際は、4ページをお読みください。

## 大判カラープリンター

- A2サイズのポスターや横断幕・垂幕の印刷ができます。
- NPO・ボランティアセンター登録団体のみ、有料で使用することができます。
- 使用する場合は、NPO・ボランティアセンターの職員までお問い合わせください。

※ 大判カラープリンターを使用する際は、5ページをお読みください。

## 情報資料コーナー

- 市内外の団体から提供のあった市民活動に関連するチラシ等を設置しています。
- 情報資料コーナーにチラシ等を置きたい場合はNPO・ボランティアセンターにお声がけください。
- NPO・ボランティアセンター、男女共同参画推進センター、国際交流センター内にあ  
る図書等は、貸出も行っています。

## 閲覧用パソコン

- インターネット閲覧用のパソコンを貸し出しします(印刷はできません)。
- CD・DVDを読み込み、閲覧することができます。
- 使用する場合は、男女共同参画推進センター又はNPO・ボランティアセンターの職員までお問い合わせください。パソコンの使用場所はセンター内のみとなります。
- 使用可能時間…平日：午前9時～午後5時、土曜：午前10時～午後4時  
(市民プラザ休館日を除く)

## 印刷室の使用について

- 使用対象者  
市民活動を行う団体及び個人（ただし、次の各号に該当する行為・活動を行う団体及び個人は除きます）。
  - ・ 営利を目的とした行為
  - ・ 特定の政党・候補者の利害に関する行為
  - ・ 特定の宗教の利害に関する行為
  - ・ 暴力団の活動及び暴力団に対し利益を供与する活動
  - ・ その他公共の利害に関する行為
- 使用できる時間
  - ・ 午前8時30分～午後10時（市民プラザ休館日を除く）  
午後10時までには市民プラザを退館できるよう、時間には十分に注意してください。
- 使用時間
  - ・ 1回 30分以内とします。

### 《印刷機について》

- 使用料

	白黒印刷（1枚）	カラー印刷（1枚）
プリペイドカード式	A3：5円/A4：3円	A3、A4ともに20円
コイン式	A3、A4ともに10円	A3、A4ともに30円

※プリペイドカード式印刷機は、事前にプリペイドカードを購入してください（販売時間：NPO・ボランティアセンターの職員が勤務する午前10時～午後4時）。

- 印刷枚数  
1枚から印刷可能です。
- 使用方法
  - ・ 備え付けのマニュアルを参考に使用してください。
  - ・ 印刷機のインク・用紙の交換は、NPO・ボランティアセンターの職員が行いますので、お声掛けください。

### 《紙折り機について》

- 使用料、使用枚数  
使用料は無料で、1枚から使用可能です。
- 使用方法
  - ・ 備え付けのマニュアルを参考に使用してください。
  - ・ 使用後は、備え付けの使用簿に使用した枚数等を記入してください。

**お願い： 利用後は、整理整頓し、ゴミは持ち帰りください！**

# 大判カラープリンターの使用について

## ○ 使用対象者

NPO・ボランティアセンターの登録団体

## ○ 使用できる時間

- ・ 月曜日～土曜日の午前 10 時～午後 4 時  
（日曜日、祝日、第 3 水曜日、年末年始は除く）

## ○ 使用料

- ・ A2 垂幕用ロール紙・・・1メートルにつき 200 円  
（1メートルを超えるごとに 200 円がかかります）
- ・ A2 ポスター用紙・・・1枚 100 円（用紙代込み）
- ・ 支払いは、3 か月分の使用料をまとめて 7 月、10 月、1 月、4 月に請求します。  
後日送付いたします納入通知書でお支払いください。

## ○ 使用時間

他の団体との重複を避けるため長時間の使用はご遠慮ください。

## ○ 登録、使用方法

### [登録]

- ・ NPO・ボランティアセンターに登録した団体が対象になります。使用を希望する団体は、NPO・ボランティアセンターに登録をしてください（登録受付時間は、NPO・ボランティアセンターの職員が勤務する午前 10 時～午後 4 時です）。

### [使用方法]

- ・ 使用を希望する登録団体は、NPO・ボランティアセンターの職員へお声掛けください（使用できる時間は、NPO・ボランティアセンターの職員が勤務する午前 10 時～午後 4 時です）。必ず、本人確認ができる免許証等を提示してください。
- ・ 備え付けの取扱説明書「大判プリンターの使い方」に沿って使用ください。
- ・ 作成後は、NPO・ボランティアセンターの職員に使用枚数を伝え、「大判カラープリンター使用料金請求（市民団体控え）」を受け取り、保管してください。